

専決処分について（令和 2 年度日立市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号））

令和 2 年度日立市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものとする。

令和 2 年 6 月 4 日提出

日立市長 小川 春 樹

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 5 月 1 日

日立市長 小 川 春 樹

令和 2 年度 日立市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度 日立市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,600 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,481,388 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項
2. 県支出金	
	1. 県補助金
歳入合計	

補正前の額	補正額	計
10,168,713	9,600	10,178,313
10,168,713	9,600	10,178,313
14,471,788	9,600	14,481,388

歳出

(単位 千円)

款	項
2. 保険給付費	
	6. 傷病手当諸費
歳出合計	

補正前の額	補正額	計
9,951,947	9,600	9,961,547
0	9,600	9,600
14,471,788	9,600	14,481,388

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 2. 県支出金

(項) 1. 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費等交付金	10,168,713	9,600	10,178,313
計	10,168,713	9,600	10,178,313

節		説明
区分	金額	
2. 保険給付費等特別交付金	9,600	特別調整交付金

歳 出

(款) 2. 保険給付費

(項) 6. 傷病手当諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 傷病手当金	0	9,600	9,600	9,600			
計	0	9,600	9,600	9,600			

節(細節)		区 分	金 額	説 明
18. 負担金、補助及び交付金			9,600	<b>傷病手当金</b> <b>9,600</b>
				18 負担金、補助及び交付金 9,600
				04 その他 9,600